

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改 正 前					改 正 後				
(前 略) (1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。 2 別表第3の教職員の割り振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。 (後 略)					(1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 } } (同 左) 2 } } 附 則 この規程は、平成22年10月1日から施行する。				
(中 略) 別表第3 (第16条関係)					別表第3 (第16条関係)				
教職員の区分	割り振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	教職員の区分	割り振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
		(略)						(同 左)	
総務部に勤務する職員のうち、総務部長が指定する者	4週間	総務部長が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで					
					共用施設アセットマネジメントセンターに勤務する職員のうち、共用施設アセットマネジメントセンター長が指定する者	4週間	共用施設アセットマネジメントセンター長が指定する8の1日勤務日	午前8時45分から午後5時30分まで 午前10時30分から午後7時15分まで 午前11時から午後7時45分まで 午後0時30分から午後9時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで 午後1時30分から午後2時30分まで 午後2時から午後3時まで 午後3時から午後4時まで 午後3時から午後4時まで 午後3時30分から午後4時30分まで
(後 略)									